

緑化事業完了検査要領

1 「緑化事業完了検査申請書」の提出

2 写真の提出

【写真撮影の要領】

- (1) 全景写真 …植樹内容（高木・中木・低木の植栽配置、本数）が判別できる程度の距離から撮影
- (2) キープラン…植栽平面図に写真の撮影場所と方向を記入したものを添付
- (3) 高木写真 …高木を樹種別に撮影（採寸写真）
 - ① 樹高採寸（スタッフ[箱尺]等を立てて遠景撮影）
 - ※スタッフ[箱尺]等の数値が判別できるように撮影すること。
 - ② 目通周採寸（メジャー等を幹に回して近景撮影）
 - ※地上高1. 2 mで採寸
 - ※採寸は幹巻き前に行うこと。
 - ※株立ちの場合は一番細い幹を採寸して撮影すること。
また、この際の幹周りは、それぞれの幹の周長を合算した数値に0. 7を掛けたものとする。写真に各幹周長の数値を添えること。
- (4) 大景木写真…大景木として植栽したものを全て撮影（採寸写真）
 - ※樹高、目通周の採寸方法については、高木写真と同様とする。また、葉張採寸も撮影すること。